

# 物 件 調 書

物件番号		1			
街区番号		27-1街区3-1			
従前地		西彼杵郡長与町高田郷字釜田4番7			
		西彼杵郡長与町高田郷字釜田2番6			
予定価格		29,900,000円			
土 地	地積(登記)	313.78㎡			
	地目	登記	宅地	現況	宅地(更地)
接面道路状況		北側 町道高田越中央線(幅員12m)			
公 法 上 の 規 制	都市計画区域	市街化区域			
	用途区域	第一種住居地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	防火地域	指定なし(建築基準法第22条区域)			
	景観法	長崎県条例による景観計画区域			
	その他	土地区画整理法第76条第1項に基づく許可が必要			
施 設 整 備 状 況	上水道	引込み 可			
	下水道	引込み 可			
	ガス	引込み 可(都市ガス:西部ガス)			
	電気	引込み 可			
機 交 関 通	鉄道	J R長崎本線「道ノ尾駅」まで 約210m			
	バス	長崎バス「高田越バス停」まで 約180m			
公 共 施 設 等	小学校	高田小学校 約650m			
	中学校	高田中学校 約900m			
	その他	西友道の尾店まで 約300m			
その他 特記事項		<p>・本調書と現況が異なる場合は、現況を優先するものとする。</p> <p>・物件は、現状有姿のまま売却をするため、必要な整地、除草等は買受人が行うものとする。</p> <p>・土地区画整理事業施行者により、本物件に係る土地区画整理法第102条の規定による仮清算金、同法第110条第1項の規定による清算金、同法第110条第1項に規定する清算金の額と仮清算金の差額、同法第40条に規定する経費の賦課金、その他土地区画整理事業に係る金員の徴収又は交付を受けることとなった場合に、これら一切の権利義務については、町に帰属するものとする。</p> <p>・売却地の面積は、現時点での実測面積であり、事業収束時期に実施する確定測量により増減する可能性がある。引渡し後の実測により面積が異なる場合も、売上代金の精算は行わない。</p> <p>※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料であるため、現地及び諸規制等については、調査及び確認を行ったうえで、申込みを行うこと。</p>			